

# 大阪の新自由主義的教育改革批判

足助 安章

## 要 約

大阪の教育政策の変遷について述べている。

これまでの大阪の公教育は人権教育に特徴があったと言われる。子どもたちの「教育の権利」を守るという観点からどのような生活条件であっても、公教育では平等に扱われることが大阪の公教育の前提であった。しかし近年の大阪維新を中心とした教育改革では「人材」育成という能力主義に基づく競争を是とする教育に変容してきている。そのために反対する教育委員会、教職員組合を敵対視しながら、強権的政策の実施を各種条例などで行ってきた。本稿では大阪の教育改革を一面で象徴する「国旗・国歌」条例をめぐって教員の再任用裁判についても言及している。

キーワード 評価・育成システム 近畿統一応募用紙 面接指導

## はじめに

本稿の目的はこれまで大阪の地で進められてきた新自由主義的改革について、2010年代以降における大阪維新の政治改革、とりわけ教育改革がもたらしたその変容について明らかにすることである。以下本稿では、大阪維新の政策批判を通じて、大阪の人権教育の象徴であった近畿統一応募用紙と教員の再任用雇用差別問題についても言及する。

まず近年の大阪の教育改革が大阪維新の会、以下大阪維新の政治的躍進と連動していることから大阪維新の政策をとり上げる。1で大阪維新の改革の全体像、2で大阪の教育改革の経過と現状を概観する。2006年の「新教育基本法」の成立以降の国の教育政策によって、現在の大阪の教育が人材「商品」を生み出す変容過程と位置付け可能であること、そしてその過程が成立するための諸条件を自民党と大阪維新の教育諸改革に見る。ここでは維新の改革以前の自民党出身、太田府政での2000年前後の教員管理からはじまっ

た教員の「評価・育成システム」と維新政治の特徴の一つである生徒管理の手法としての「学力テスト中心主義」をあげている。大阪府と大阪市との差異はあるが、ひとまず大阪ではテストまたテスト、アンケートという形態が全面化し、子どもたちと教員と学校をビッグデータとして管理し、人材、人的資源の開発、PDCA サイクル、アカウントビリティー（説明責任）という言説によって成績と成果主義の競争を加速化し、学校はグローバル経済をささえる人材という「商品」を作り出す工場と化してきている。

3と4ではそういった急激な新自由主義的改革<sup>1)</sup>の過程で排除された一人の教員に注目し、その排除の過程を記述していく。3では大阪のこれまでの教育の特色といわれてきたひとりひとりの「人権」をベースにしてきた教育の一端を示す。大阪府の高校教育現場で50年にわたって高校から就職差別をなくすという目的で成立してきた「近畿統一応募用紙」の採用過程とその面接指導に言及する。4ではそのことがもたらした逆機能としての再任用拒否についての裁判を記述する。おわりにではその裁判の過程での諸課題を社会的排除の過程として記述し、その排除過程がどのように構築されたのかを検討していく。

## 1. 大阪維新の改革 「大阪都構想」とその挫折

### 維新改革とは

大阪における新自由主義改革の政治である。大阪維新の政治とは一言でいうとポピュリズム（大衆扇動・迎合政治）で彩られた政治である。以下で概略を記述する。

2008年1月に自民党の太田房江知事から橋下徹知事へ府政が移った。彼は183万票を獲得し当時38歳で日本一若い知事であった、その時から大阪維新の改革が始まった。

彼のスローガンは「大阪版地方分権改革」「子育て支援日本一」「教育日本一」であった。大阪府を破産会社にたとえ「財政再建」を目標に府の公務員制度改革を嚆矢としながら、のちの大阪府・市の二重行政批判としての大阪都構想に進んでいった。

### 維新改革の4領域と大阪都構想

2008年の太田府政から橋下知事の誕生以降、グローバル資本主義の国内再編過程としての新自由主義的政策が、大阪府・市の首長と多数の衛星都市の市長が大阪維新出身の政治家になった結果、大阪では国政も含めて維新政

治の全面的展開が行われている。この政策の要こそこの間の大阪都構想であった。大阪都構想とは政令指定都市という歴史をもった大阪市を解体し、大阪府との二重行政の無駄を省くという形で、市の権限、財源、資産を府へ一元化し、大阪市民の税金で歴史的に形成されてきた地下鉄、バス、水道、ごみ処理などの公営事業を様々な形態で民営化していくことにも特徴付けられる政策である。これら維新政治の政策は代表的な論者上山信一によると、これまでの自治体の改革の場合と比較すると、ひろくおこなわれている経営合理化としての行政改革だけを対象とするのではなく、かなり広範な政策パッケージに特徴があると指摘されていた。[上山信一 紀田馨, 2015: 16-31] ここでは維新改革の4領域として、以下の領域が設定されていた。

- ① **行政改革**、人事評価の相対化、公募による職員の登用 府市統合本部など
- ② **社会政策のイノベーション** 知事と教育委員会の関係再構築、校長マネジメント、府立病院・市民病院の統合 愛隣地区の環境整備 市立高校の府に移管など
- ③ **インフラ政策**、水道事業の見直し、関空・伊丹空港の経営統合、港湾の一元管理など
- ④ **成長戦略** IR 実現に向けた検討、バッテリー産業の振興、ライフサイエンス関連事業、大阪観光局の設置など

それぞれが実際に政策として具体化されてきた。この過程でのちに大阪都構想として住民投票にかけられることになる。『自己決定・自己責任・自己経営』による新しい都道府県都市町村の形として政令市である大阪市と堺市を解体し「特別区」への再編が課題として浮かび上がってくるようになった。2011年11月には大阪府知事選挙・大阪市長選挙によって「大阪維新の会」の橋下徹市長と松井一郎府知事が選ばれた結果、同年12月には二重行政の無駄を洗い出すことを名目に「府市統合本部」と「大阪府市統合本部会議」が置かれた。こういった政策の延長上に「大阪市における特別区の設置についての投票」があった。

最初の住民投票が2015年5月17日5区案（北区、東区、中央区、湾岸区、南区）でおこなわれ、反対705585（50.4%）賛成694844（49.6%）投票率66.83%で廃案になった。また2020年11月1日にも2度目の住民投票がおこなわれた。反対692996（50.6%）賛成675829（49.4%）投票率62.35%この時は4区案（淀川区、北区、中央区、天王寺区）でおこなわれたが、

僅差で廃案になった。

住民投票には以下の3類型がある。

① 憲法 95 条の地方自治特別法の規定に基づく住民投票

95 条 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

② 法律にもとづく住民投票

③ 自治体の条例に基づく住民投票（諮問型）がある。

今回の大阪都構想の住民投票は3類型あるうちの②に基づく住民投票であった。議員立法での「大都市地域における特別区設置に関する法律」に基づいた法的拘束力があり、一度賛成多数になれば2度ともどれないという住民投票であった。そのこともあり、大阪市をなくすことに対する投票で反対派の僅差の勝利に繋がったとされる。<sup>2)</sup>しかしここではその法律が成立した過程、そのものに疑念があることを指摘する。つまり特別な地方自治体住民、大阪市民を拘束するのであるから①の憲法による地方自治特別法の規定に基づいて法律を作るべきだったという問題である。法律を作る時点で大阪市民による住民投票が必要であったという課題があったはずである。それを避けるために、特別法制定時に対象地域を複数の政令指定都市 200 万人超にしたものと思われるのであるが、①の憲法第 95 条に基づく地方自治特別法とは戦後しばらくの各旧軍軍事施設の普通財産の譲与、減額譲渡の法的根拠を与えた旧軍港都市転換法可決成立時に見られるように、[上山和雄、上山和雄編 2017: 337-341] まず法律の関係する自治体住民による過半数の賛成による特別法の制定が先にあるべきであろう。<sup>3)</sup>そのことは②の事例として法律にもとづく住民投票とされているのが議会の解散 地方自治法第 76 条 議員・長の解職 地方自治法第 80 条・81 条であり、その法的効力が及ぶ範囲は「国民」全体であることに比較し、住民投票の根拠法である議員立法による「大都市法」では、あまりにも大阪市の廃止と「特別区」設置によって地域住民を拘束するのとでは、大阪市民、地域住民にとって課せられる制限が大きすぎるのである。最後の③の形式としては自治体の条例に基づく住民投票（諮問型）といわれるものがある。2010 年に行われた吉野川河口堰建設をめぐる住民投票などである。

2 度にわたって行われたこれらの大阪都構想の住民投票に対する批判については大阪の市会議員 川嶋 広稔などによると主に以下の2点が言われていた。

1. 特別区設置にコストがかかる
2. 住民サービスの低下

川嶋によると制度設計の課題として、自治権限の問題として「事務分担」「税源配分・財政調整」があった。とりわけ東京都の「特別区」という戦中のモデルを目標においたことによる限界があったという。東京都・「特別区」の両者がともに地方交付税不交付団体であり、財政力が大阪府・市と違うことは大きく、大阪では「特別区」の財政的困難が予想されていた。また「特別区」の区割りによっては区役所の庁舎建設が困難になるなど住民側には、一般市以下になる大阪都構想の「特別区」という実態が可視化された。そのことを【川嶋，2020：53-70】は豊かな新大阪府と貧しい特別区とし特別区は「村」よりも格下になると指摘していた。つまり大阪市の持っている財源、自主財源としての住民市民税は高齢化で減少する一方、固定資産税、法人市民税は固有財産ではなくなり、新大阪府・特別区間の調整財源とされ、一部は新大阪府に配分されるといったことで生じる財政難と自治権限の放棄といったことの指摘であった。<sup>4)</sup>

#### 終わったはずなのに 市立高校の無償での府立高校移管

この固有財産の減少と自治権限の減少については、大阪都構想が、2015年と2020年の2度の住民投票によって、否定されたにもかかわらず、府市協調路線にもどらなかった。実際には成長戦略と都市計画権限の一部などを大阪府に委託する条令＝「広域一元化条例」により実態的に継続されている。ここでは教育に関係する事例をとりあげる。これまでは大阪都構想で大阪市が「特別区」となり、管理する主体がなくなることで、府立高校に移管するという事になっていたはずの市立高校が、大阪市が残っているにもかかわらず、この2022年4月からは府立への無償移管が行われたのである。巨大な資産1500億円（簿価）が反対する大阪市民の思いを無視しながら拙速な形で資産の切り売りが行われた。[幸田 泉，2022：12] これには先例があった。2016年に行われた特別支援学校の12校無償譲渡の府立移管である。<sup>5)</sup>

この時は「市有財産の無償譲渡について」副題「大阪市立の特別支援学校（視覚特別支援学校外11校）を廃止する」議案が2014年9月市議会に提出され9月9日に可決された。大阪府の方では10月27日府議会で府立学校条例改正「新しく府立支援学校を設置する」議案可決によって移管が行われた。

この先例を踏襲したことで市立高校から府立高校への無償移管も可能になったとされる。そのことでは大阪府・市における「府立学校条例」と「学

校活性化条例」による学校の統廃合ルールとあいまって、将来の廃校の可能性と敷地の売却といった、市有財産そのものの無償譲渡がもつ潜在的問題が予想可能である。後述の様に新自由主義的な競争原理を前提にした教育、学校選択制などでは生徒減による統廃合問題が生み出される。学校の統廃合によって、都市再開発を目的にした格差社会における新たな社会問題ジェントリフィケーションが生み出されると考えられる。

## 2. 大阪維新の改革 新自由主義的教育改革の展開

### 「人権」重視教育から生産性を中心とした「能力主義」的人材教育へ

ここからは維新の政策パッケージに提示された大阪の教育の変容を具体的に見ていく。そのためには、以下の手順を踏む。本節で2006年に成立した新教育基本法が地方の教育現場にどのような変容を生み出したかを大阪府・市の教育政策の全体像をみることでしめす。その後3と4でひとりひとりの教育を受ける権利を重視してきたといわれる、大阪の人権教育の変容を具体的な事例で示していく。結論先取でいうと、フーコー的「規律権力」の装置、教職員の「評価・育成システム」が大阪府・市においては国の施策を先取りしながらより具体的・意図的に人材としての教育とそれを当然視する教育観を作り出し、同時に「日の丸・君が代」強制にみられる排除の政策と競争原理に基づく「子どもをテストで管理する教育」が全面化しだしている。

このことはフーコーが語るように、当事者には階層秩序化された監視をよびおこすのである。「この監視のおかげで、規律・訓練的な権力は、それが行使される装置及び経済に内側から結び付く、《統合された》一つの組織になる。」[Foucault Michel, 1975 = 2005:205] 監視が運用される場合には、「上部から下部へ、しかも或る程度までは下部から上部へ、しかも横手につくりあげられる係り合いの網目の運用であって、この網目がその総体を《保持》させ、相互に支えあう権力的な影響を総体のすみずみにまで及ぼす。つまり監視者も常時監視される。」[Foucault, 1975 = 2005:205] というように監視の機能が複合的に語られる。このことによって単に上からの上位下達の権力支配だけではなく、横と下からの「権力、支える権力作用、自己統治の権力問題が生じている。換言すれば能力主義的、成果主義の新自由主義的教育観が席卷していく教育現場のリアルな葛藤が生じるのである。

### 教育基本法改正

2006年におこなわれた「教育基本法改正」は、これまで様々な批判にさらされてきた。その批判の論拠を大きく見ると、旧教育基本法自体が、教育面の憲法として位置付けられていたこともあり、これまでは個人の能力の伸長を目指した教育、憲法重視の教育であったことに対し新教育基本法では、新たな条文の付加によって国家の教育への介入がより一層深まり、教育政策における行政主導「国策としての教育」への転換が行われることになった。教育関係者、教育法関係者などからは概ね以下の問題点が指摘されていた。[浦野東洋一、佐藤広美、中嶋哲彦、中田康彦、2007]

1. 「権力拘束規範」から「国民の自己拘束規範」へ  
 (旧) 公教育は、「個人の尊厳」のための教育から国家権力（国策）のための教育へ
2. 新教育基本法で20項目以上におよぶ「態度」「資質」の実現が公教育の「目標」とされるようになった
3. 国家による個人の道德意識、価値観統制の法に変質  
 学校、教師管理、生徒管理において、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできたわが国と領土を愛する」といった徳目が目標となった。

このことは「態度を養う」という「態度」の公定化がおこなわれるとともに履行不履行のチェックが可能にされることでもあった。学習指導要領、教育振興計画、人事考課が法的に強制される構造が成立した。これらの教育を最先端で強制力をとめないながら具体化させてきたのが、以下に見る大阪府・市の教育政策であった。

### 維新の教育政策

こういった教育基本法改正以降の教育は大阪府・市においては、これまでの一人一人の能力の伸長を重視した人権重視の教育から、新自由主義的なテストの成績を中心とした能力主義、自己責任による競争をベースにした教育、首長を中心とした教育行政によって、一元的に子どもたちをデータとして管理する教育になりつつあることによって特徴づけられる。その間これまでの文部省一各都道府県教育委員会からの通達行政による教職員の間接的管理形式から、より直接的に教職員個人を管理する方式への転換がおこなわれてきた。その肝になったのが2002年以降に大阪府・市で導入された教職員管理システムとしての「評価・育成システム」の導入であった。このシ

システムによって2006年度以降評価結果が給与と連動するようになった。当初は学校長による学校目標に下属する形で、数値目標を設定し個人目標を打ち立てるシステムであったが、今日では大阪市に見られるように、行政の首長が、各学校の目標を設定するよりしばりの強いシステムに変わってきている。このシステムでは個人の評価が枠づけられた数値目標による自己申告票によってなされることで、これまで以上に教員は校長との個人面談や生徒の授業アンケートなどによって個々の「主体」を他者による不安定な「評価」を通じて管理されることになった。もともと完璧な評価制度はないとしても、このシステムでは後述のように教員の教育の多様性が担保されないことで雇用の不安定化にもつながっていくことになった。このシステムの導入過程では教師における教育の自由や生徒の教育権をめぐる様々な反対運動がおこった。<sup>6)</sup>

導入当初は自民党の太田府政であった。しかしその後大阪維新府政に変わり、当初一部の組合がめざした教員評価システムに対する参画は絵にかいた餅になった。

もともと本来評価権力を握っている側とは、同舟異夢であり、大阪維新の首長が政治権力をにぎった結果、評価する側と協働しようとしたかつての人権教育の大阪を担った教職員たちと、またそれを支えてきた教育委員会との関係がこれまでの様な労使協調路線から、労働組合を敵視し排除の対象とするような対立路線にかわることになった。教育のヘゲモニーをめぐる大阪での維新政治の嚆矢である橋下府知事のバトルは、まず教育委員会を非難することからはじまった。2011年の大阪府・市のW選挙で大阪市に橋下市長が誕生すると大阪市の組合活動への露骨な介入「労使関係に関する職員アンケート」などがおこなわれた。これらの結果、教育改革に対しての反対勢力とされる勢力が弱体化され、維新の政策、能力主義に基づく学力テストの成績開示と学校の自由選択制を軸にした、いわゆる「人材」育成を目的としての教育が全面化してくることになった。彼らの政策は競争を中心とした公教育のサービス市場化であり、公立高校入試や大阪市の小中学校の学校選択制度の導入に典型的にみられることになった。<sup>7)</sup>例えば大阪府の高校においてはこれまで公立と私学の7:3の入学定員の枠組みがあったが、その撤廃がおこなわれた。公立高校の場合、隣接した地域による学区制から府下全体で学校を選択することが可能な入試が行われるようになり、これまで以上に公私間の競争と公立間での競争が行われることになった。そして府立高校の場合、定員割れが3年続く学校は廃校にするという政策（大阪府立学校条例）が行われている。同じく大阪維新の会の松井市長が率いる大阪市立の小・中



学校では2020年に学校統廃合条例（大阪市立学校活性化条例の改正）を制定した。11学級以下の学校を統廃合の対象として、機械的に学校再編計画を策定・公表することになった。2022年現在では大阪市内では高層化したマンションなどの住民が都心部の学校に増え生徒が増加している。逆に周辺部の学校では生徒数の減少と学級数減が続き、再編対象校に区域のほとんどの学校が含まれて、イギリスなどで問題になったジェントリフィケーション化<sup>8)</sup>が進んできている。そしてこの政策の着地点は学校の校地という大きな資産を都市再開発政策の軸として、行政側の自由に処分可能な資産としてフリーハンドを確保することに繋がっていくことが予想されるのである。

### 大阪の教育の変容 教員管理から生徒管理へ

これまで大阪の教育改革を研究してきた濱元 伸彦などによると大阪府・市の人権教育では子どもたちについて学力格差をはじめとしたさまざまな格差がある現実のリアルを受け入れながらも、「ともに生き、共に学ぶ」関係を再構築することで個々のアイデンティティを確保するという教育がなされてきたという。[濱本、原田琢也、2018：179-203] そのため公教育の場ではこれまで過剰な競争主義といった教育は意図的に避けられてきたと思われる。しかし前述の教員の管理システム「評価・育成システム」と生徒への「テスト中心主義教育」によって、これまでの大阪の教育がもっていた人権重視の教育観が変容することになった。この「評価・育成システム」は物言わぬ教員を創ることに大きな役割を果たしている。

2011年6月に成立した大阪府「国旗国歌条例」<sup>9)</sup>は教職員に卒入学式における起立斉唱を義務付けた。2012年には大阪府の「職員基本条例」の制定によって、処分歴の加算による学校園からの排除が可能になった。同じ2012年には大阪府・市の「教育行政基本条例」が制定された。この条例によって大阪市では市長の意向を教育委員会が一体になり方向付ける規則化がなされた結果、学校現場に上位下達のシステムが完成し機能することになった。またおなじ2012年7月には大阪市「学校活性化条例」が制定され、校長の公募制が始まった。<sup>10)</sup>

この条例によって様々な経歴をもった民間出身者が校長になることが進んでいる。同時に「大阪市職員基本条例」によって民間人出身の区長も公募されることになった。<sup>11)</sup>

大阪市においては区長が局長以上の権限をもち教育次長を兼務することになった。区長は校長の配置権限をもつ教育行政上の地位をもち、市長・教育委員会・区長の重層的な学校と教員を統制するシステムが機能しだしてい

る。大阪市において具体的な教育政策の教育目標と教育の理念を教育振興基本計画に策定するのが、市長主導になった。このことによって、各学校はこの教育目標に従って「学校目標」を制定し、進捗状況を公表しなければならなくなった。教員はそれぞれの学校目標に従いながら、数値化された目標を個人の目標にしていくのである。[子どもに「教育への権利」を！大阪教育研究会編 2022：2-3]

### テストによる生徒の管理

大阪府・市の教育政策が新自由主義的な政策として市場化の論理を全面にだしてきたのは、2010年代に入ってから全国学力テストの成績開示問題からである。行政調査である全国学力テストについて、その成績がふるわないことを理由として、橋下市長は2013年3月に教育振興基本計画一次改訂を策定し、そのなかで全国学力テストの「学校別正答率公表」と「学校選択制導入」が提起された。橋下市長は大阪府知事時代に全国学力テストの市町村別データを公表させていたが、この調査自体、文部科学省のテスト目的においては、児童生徒の学力と学習状況を把握・分析し、教育政策の成果と課題を検証することでどのように改善をするかを目的に実施されていることから、テスト成績の公表を求める直接的対応は文部科学省にとっても予想外であったとされている。しかしこの全国学力テストの「学校別正答率公表」は全国的にも話題になり、大阪市以外にも各地方自治体に成績公表の機運を呼び起こした。その後2015年度からは大阪府チャレンジテストがはじまり、中学校3年生に大阪市統一テストが導入された。学校間の成績格差を前提とした「評定平均の範囲」の決定と個人の内申の結果の決定がテスト結果によって決められ、厳格に成績管理が行われるようになった。これらのテスト重視の結果は、こういった形態についていけない層、学習困難層を生みだし、不登校生徒の増加をまねいている。<sup>12)</sup>

### 3. 就職差別反対運動

ここではこれまで大阪府の教育の特色とされていた人権教育を記述する。とりわけ人権保障の中心的課題であった進路保障をめぐる状況を、高校生の就職時の近畿統一応募用紙の採用が始まって50年を経過したこともあり、高校生の就職時の統一応募用紙の使用について導入時の様子を記述する。そして今に至る就職差別の課題を示し、それらに対抗する面接指導の実際を記述し、教員の再任用時の雇用差別「排除」の構築問題に繋げていく。

就職差別を許さないという目的で近畿統一応募用紙の制度化がなされていく1970年前後の雇用をめぐる状況についてまず見る。

1965年の「同和対策審議会答申」で「部落問題の解決は国の責務であり国民的課題である」とされ、とりわけ職業選択の自由と就職の機会均等が重要な課題とされたことを受けて積極的な雇用対策が行われだした。当時の状況について奥田均は行政の施策の様々な事例を挙げている。「[同和地区新規学校卒業者の職業紹介について] 1968年5月9日の労働省通達には、「就職差別撤廃のための求人者指導の強化」の項が設けられ「不当な差別を排除し広く人材を求めるよう事業所、事業主団体経済団体等に対する啓蒙活動を積極的に行う」「同和地区出身者でないことを条件とする求人の申し込みについて（中略）是正指導に応じない場合は、これを受理しないものとする」「不採用になった者については、不調理由を検討の上、必要に応じ、求人者に対し不採用の取り消しを求める」[部落解放研究所編、奥田均、1995：43]と積極的な是正に踏み込む姿勢を見せていたとされている。1969年には同和対策事業特別措置法によって差別撤廃に法的な根拠を得た。ここに以前からの職業安定法 第3条（均等待遇）「何人も、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であることなどを理由として、職業紹介、職業指導等について、差別的取り扱いを受けることがない」と労働基準法 第3条（均等待遇）「使用者は、労働者の国籍、信条または社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取り扱いをしてはならない」を合わせて、「職業紹介、職業指導」という採用選考にいたる過程を規制する職業安定法と採用決定後の「労働条件」を対象に規制をしている労働基準法の労働法制が成立していた。[奥田、1995：70-71] 奥田によると、この近畿統一応募用紙の成立導入時点では法制度的には「採用選考」そのものが規定外になってエアポケットの状態になっていたという。そのため「採用選考」過程こそが一番に個人と企業の不均衡な権力関係が生じるアンバランスな状態になっており問題の温床になっていたという。

### 進路保障 社用紙から近畿高等学校統一応募用紙へ 1971年～

1970年度まで、高校生の就職にあたって求人事業所は独自に作成した応募用紙＝社用紙の提出を求めていた。この用紙に思想、信条、宗教、尊敬する人物、支持政党、家族の資産、住居環境、家族の学歴、職業、家族の関係などを記入させ、戸籍謄本、抄本の添付、本籍調査などが行われたりしていた。

こういった差別選考につながる「社用紙」問題が大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、和歌山県、奈良県では「近畿統一応募用紙」の採用につながっていく。その当時の（教員）関係者の聞き取りや資料の分析を報告している森均からは「近畿統一応募用紙」が採用されるにあたって差別選考の問題とともに、当時の高卒新規採用が含まれる労働市場の課題、採用選考日時の問題が指摘されていた。[森, 2015: 57-79]

### 近畿高等学校統一応募用紙の制定へ

森によると 1971 年には近畿 2 府 4 県（三重県を除く）教育委員会教育長・労働主幹部長・私学主幹部長・各市（京都・大阪・神戸）教育委員会教育長から各事業主あて「新規高等学校卒業者の応募書類について（依頼）」が発出され近畿統一応募用紙の使用が明記された。この結果これまでの社用紙が撤廃された。1973 年には労働省と文部省が全国高等学校統一用紙の使用を通知した。最初の全国統一用紙の使用目的は「事務の適正化と簡素化」にあった。近畿統一応募用紙の使用目的は「一切の差別選考を排除するため」という目的であり制定の趣旨の違いが指摘されている。昭和 48（1973）年 3 月 4 日付の全国統一用紙使用の通知文ではじめて「採用のための選考に対して不合理な差別の排除を意図しているものである」という文が追加されていた。昭和 48（1973）年 3 月 1 日の労働省の通知文では全国統一用紙使用にあたって「片親または両親を欠く者、心身に障害のある者及び定時制・通信制在学者等に対する差別的な取り扱いがみられ、特に同和対策対象地域住民に対する就職に際しての不合理な差別事象は後を絶たないところである（中略）これらの就職差別を排除するため」というように、就職差別の排除を目的とする旨が明記された [森, 2015: 67-68]。

この近畿統一応募用紙を使用するのが、高等学校新規卒業者の場合大阪の府立高校現場では当たり前の感覚になっている。しかしながらこの間おこなわれている日本労働組合総連合会（連合）の採用選考実態アンケート調査などからはこういった応募用紙の使用が必ずしもなされていないことが浮かび上がっている。

2016 年におこなわれた連合調査では、指定用紙などを使用していない民間企業は、新卒高卒者で 14.5%、新卒大卒者・中途採用者で 24.3% あり、2008 年の前回調査から減っていないことが指摘されている。応募書類、エントリー・シートなどでの記入について民間企業では「本籍地・出生地」11.6%、「家族構成・家族の職業や収入」9.6%「自宅付近の略図・居住環境」8.3%が求められていた。10 社に 1 社がそのような記入を求めている。

とりわけ思想についても少数であるが記入を求めている企業がある。[連合、2017：1-12] しかしながら次の具体例が指摘するように、状況はより深刻だと考えられる。なぜならこの調査では労働組合を調査主体にしていることから、組合のある企業に調査対象が絞られている。その為より深刻な雇用状況にある小規模零細企業などは調査対象外になっていることがある。大阪府の高等学校でも、学校紹介に乗らない生徒の問題などが、これまでも同和教育実践では指摘されつづけている。

### 高校教育現場の事例 統一用紙の現在

この間大阪府の高校の教育現場では、差別選考をなくすために、近畿統一応募用紙の使用について様々な実践事例が積み重ねられてきた。ここでは少し古い資料であるが [A 高校 2000] と [B 高校 2010] の同和教育資料などから再構成した部分で報告する。共に「社用紙」（1970年まで高等学校卒業予定者の就職の際に各企業で使われていた個人調書）「履歴書」を使用することで差別選考とはどういった形式をとるのかを高校生に考えさせるところが共通していた。

まず生徒に①「社用紙」「履歴書」をしめしながら「記入したくない欄」「就職するうえで不必要だと思われる欄」や「社用紙」を見た感想を書かせる。②疑問や問題点の指摘をおこなわせ本人の「能力、意欲、適性」以外での選考は不当だということを指摘理解させる。そして以下の項目欄によって、部落 在日外国人ら不利になると思われる人に対する就職差別はまかり通ってきたことやその差別状況を説明する。

- 身元（生まれ）による差別  
部落差別、朝鮮・韓国籍による差別など
- 家庭環境による差別  
単身家族や無親家庭 経済的に困窮している家庭  
家庭状況が複雑で生活が不安定な家庭
- 身体障がい者、病弱であることによる差別  
病歴、持病、などを書かせる
- 思想、信条による差別  
特定の政党名、特定の宗派、宗教団体、親が労働組合の役員など

こうした差別選考を許さないということを目指して ③近畿統一応募用紙が1971年から採用されたことを伝えていく。また同時に当初の統一用紙の限界もあったこと、「家族欄」「所属クラブ」「色覚」「聴力」「視力」などの記入欄があり削除されたことを伝えている。「本籍」「家族」「保護者氏名」欄が

削除改定、「所属クラブ等」欄も「校内外の諸活動」に変更された。とりわけ就職試験が終わったら、受験報告書に記入し面接試験などで差別選考問題がなかったかをチェックすることがおこなわれている。具体的に面接指導については模擬面接をして、面接官がしてはならない違反質問をした時、どうしたらいいのかを指導してきた。差別質問がなされた時には「学校の指導によりお答えすることはできません」としっかり答えることを周知徹底してきた。

A 高校の資料などからそういった事例を再構成して挙げてみる。

個人面接、面接官は一人、履歴書の志望動機を読み上げ

面接官 「こんな考えできてくれるとありがたい。仕事の内容わかってもらってる」

といった後、仕事の内容、健康についての話が続き

面接官 「お父さんは何歳くらい」

「学校の指導によりお答えできません。」

面接官 「いや、へんな意味ではなくて、年だけしっときたかってん、年だけやけどなぁ」

「それでも学校の指導によりお答えできません」

面接官 「あ、そうか」(苦笑)

違反質問として学校に報告 当該の人物は合格<sup>13)</sup>

#### 4. 教員世界における差別問題 再任用制度をめぐる

ここでは大阪府の再任用制度における「日の丸・君が代」処分者に対する再任用拒否問題を取り上げる。なぜならば、前述の就職時にあたって就職差別を許さないという面接指導の精神が大阪府の教育行政組織においては形骸化し、就職指導における面接時の差別事項に関する違反質問とみなされる思想・信条に関する質問が再任用の任用時におこなわれ続けていたからである。「日の丸・君が代」不起立で処分を受けた教員に対して「日の丸・君が代」に対する姿勢を校長などから問われる「意向調査」が行われていた。尚今回とりあげるCさんの事例については、本人の了解を得た裁判資料などに基づいている。この間これら卒・入学式における「君が代斉唱」と起立の強制は人権侵害であるとして、各種市民団体などから卒入学式の在り様に対して批判がおこなわれ、また大阪弁護士会の人権擁護委員会も当該の被処分者などからの申し立てに対して卒・入学式における「日の丸・君が代」の強制は人権侵害だとして府教委と当該の校長に2016年3月18日付で勧告がなさ

れた。しかしながら後述のように大阪府・市の場合、2011年6月に「大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国家の斉唱に関する条例」(以下「国旗国歌条例」という。)が制定されたことによって、「日の丸・君が代」についての意向調査が正当化されていた。

こういった「日の丸・君が代」処分については「国旗国歌条例」制定時の橋下知事が「君が代」斉唱のことについて、幹部職員に送付したメール文がある。それによってその当時府知事が不起立をどのように考えていたかが浮かび上がってくる。2011年5月7日のメールでは「君が代の起立斉唱は、府教委の命令事項でもあります。(中略)委員の任命は知事の専権事項であり、委員の任命を通じて、民意を教育現場に注入します。ということは、府教委の命令に従わないということは、民意無視そのものです。(中略)起立して歌わない教員は、大阪府民への挑戦と捉えます。」同年5月8日のメールでは「この問題は、考えれば考えるほど、今の教育行政の病理の象徴で、ここを正せるかどうか、今の教育行政のポイントだと感じます。……僕の政治感覚では、教育行政のあらゆる欠陥が凝縮した欠陥として、不起立問題が生じているのだと感じます。教育行政は、組織として成り立っているのかという、僕の組織マネジメント論の琴線に触れる問題です」[永尾 俊彦 2020 : 255-256] と言った発言がなされていた。上意下達の組織管理を徹底的におこなうことを趣旨とし「日の丸・君が代」で不起立を許さない旨を発言している。こういった府知事の一連の発言やまた2012年3月に成立した同じ職務命令に3回違反したら免職という「職員基本条例」(同様の条例は大阪市にも)にもよりながら、大阪府・市の教職員に「評価・育成システム」における職員評価と相まって、卒・入学式では職務命令によって起立斉唱が強制されている。ここではこの「日の丸・君が代」の処分に対する過程で、教員の「日の丸・君が代」被処分者に対して厚生労働省の示す違反質問だとみなされる意向確認がおこなわれていたことを考察する。この意向確認問題では、大阪府で多くの「日の丸・君が代」問題での被処分者に研修が行われ、その際に意向確認書が求められている。<sup>14)</sup>ここで検討するCさんの事例では平成29(2017)年1月に校長から再任用に向けた意向確認「再任用に関連して、今後、卒・入学式における国歌に対する起立斉唱を含む上司の職務命令に従うか」の質問があり『はい』『いいえ』で答えることがもとめられた、それに対して「(就職面接で思想良心を問う違反質問には答えるなど)生徒にも指導しているので答えることはできない」旨返答したことによって、当該のCさんは再任用を拒否されたのである。そのため2018年2月23日から再任用拒否国賠訴訟となった。再任用制度における意向確認の取り扱いが違憲

違法なものかが争われていた。主な争点は憲法 19 条 思想良心の自由と地方公務員法 13 条（平等取り扱い）「すべて国民は、この法律の適用について、平等に取り扱わなければならない（中略）政治的意見もしくは政治的所属関係によって差別されてはならない」15 条（成績主義）「職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行われなければならない」などの違憲・違法性と不採用についての大阪府の裁量権の逸脱・濫用について争われた。また再任用制度が再任用を原則にした制度であることや<sup>15)</sup> 他の採用者との平等性などについても争点があった。その他大阪府個人情報保護条例、以下「保護条例」条例、その 2 条 2 号と 7 条 5 項にある実施機関は、「要配慮個人情報 --- を収集してはならない」をめぐっても争いがあった。<sup>16)</sup>

2020 年 11 月 26 日の第一審の大阪地裁の判決では C さんの訴えはいずれも棄却された。「国歌斉唱時の起立斉唱は儀礼的所作ということで特定の内容の教育を施すものではない。国旗及び国歌に関する法律、条令、通達などを遵守すべき教職員である原告に対し、今後起立斉唱という外形的行為に関する職務命令に従う意向があるか否かを確認すること自体が直ちに思想及び良心の自由に対する制裁や消極的表現の自由の侵害に当たるとみることはできない。」とされた。ここでとりわけ問題になってくるのは差別選考につながる「違反質問」について「民間の」就職試験では思想良心を問う質問をしてはいけないが、公務員は国旗国歌条例があるから、「日の丸・君が代」について質問してもいいのだ。という大阪府の答弁について、裁判所では追認したことにあった。<sup>17)</sup> しかしその後高等裁判所の判断では、この判決がくつがえり原告の逆転勝訴になった。当該の C さんと同じ年に「体罰」で減給とされた教員が再任用されていたにもかかわらず、不起立で戒告処分を受けた C さんが不採用とされたのは合理性を欠き、府教委の判断は客観的合理性や社会的相当性を欠き、裁量権の逸脱乱用にあたと認定した。大阪では、この間の卒・入学式での維新の政策に反対する各種の裁判が多数行われているなかで、「君が代」裁判では数少ない勝訴判決であった。その後再任用拒否は違法であるという 2021 年 12 月 9 日の高裁逆転勝訴判決が、2022 年 6 月 16 日に最高裁第一小法廷での大阪府の上告受理申し立てを不受理とする決定によって確定した。<sup>18)</sup>

## おわりに

本稿では、大阪府・市における主として維新改革による大阪の政治・教育



状況の変化を記述した。大阪の教育の変容過程として人権教育から人材育成としての教育への移り変わりを概観し、これまでの人権教育の事例として就職差別撤廃のシンボルとしての「近畿統一応募用紙」の成立と学校で差別質問を許さない仕組みを記述した。そして「日の丸・君が代」の再任用取り消し処分についてのCさんの裁判過程を検討し、現在の大阪府の教育行政における就職差別をめぐる論理の二重基準化を批判した。再任用にあたってのこのような直接的な「思想」に基づく差別選考がどういった背景をもって生まれてきたかは、1と2で記述したように大阪府・市の新自由主義的な教育政策の全面化とその行政条例に「排除」の根拠を見ることができる。しかしながら裁判の結果、前述の通り最高裁で勝利が確定したのであるが、こういった過程で裁判所の判決の限界と教員を裁判に追い込む教育行政の課題が見えてきた。

裁判所の判決、第一審の大阪地方裁判所の判断では原告の一方的敗訴を言い渡した。この判決に対しては多数の論点があるが、ここでは多数派による少数者排除の論理が機能したことで、少数者の権利を守るという裁判所の機能を果たさなかったことをとりあげる。大阪府の教育行政が違反質問だと考えられる卒・入学式における「日の丸・君が代」の意向確認をしていることに対して不合理ではないとされた。そのことは同時に教員の再任用の問題だけではなくこの思想差別を温存することで、進路保障「就職差別の撤廃」と「職業選択の自由」をめぐる培われてきた大阪の教育現場での進路指導の形骸化につながっていくことにもなる。大阪府には「国旗国歌条例」と「職員基本条例」があることでそのことの当否を問うことなく、「思想による差別」そのものがスルーされてしまった。原告勝訴の第二審、高裁判決もこのことについては、憲法19条に反するとはいえず、違法であるとも認められないしかなく、前述のように同時期の「体罰」での処分者に対する比較考慮での勝訴判断であった。問題だとされるべきは、こういった形式的な司法判断の領域の問題である。裁判所が自由権侵害をめぐる憲法判断を避けることが当たり前になっている。そのことは法律論的には自由権をめぐる争いである以上厳格な法律審査基準による判断を前提に判断すべきである。<sup>19)</sup> 思想を尋ねるといふ直接的な侵害についても最高裁判決で確定されたとされる卒・入学式における慣例的儀礼的所作としての「日の丸・君が代」の位置づけが裁判官にはまずあり、教員個人については「間接的な侵害」であり受忍できる程度のものであるとされることで憲法判断を実質的に回避、停止することが継続的になされている。制度的抑圧の装置としての司法と行政による「規律権力」のネットワークが構築されている。その結果批判的な言説の「主体」

である労働組合や教員が忖度し、自己規制することで「思想差別」そのものの批判や「管理社会化」批判を対置しきれなくなっている。政治権力が教育行政と教育現場へ直接介入することが常態化することになってしまった。大阪では「評価・育成システム」という給与と評価が連動した教員管理システムが継続していることで、教員集団が分断化され疲弊してしまった。下から支える権力装置としての、「評価・育成システム」はシステムの導入後、ほぼ20年が経過した。入職当初から入っているシステムなので当然だと考える教職員が多数をしめだしている。競争にさらされ続ける教育現場において、教職員自らの「評価される主体」が、上意下達で仮構された「自己目標を設定」することによって教育の自律性をさしだし、教員の「教育の自由」と子どもたちの「教育を受ける権利」が形骸化している。多くの教職員にとって自分の学校の成績をあげることに、同時に自分自身の評価をあげることが自己目的化しているのではと考える。自分たちがそのことでシステムを下から支えていることへの気づきが困難になっている。本稿での事例、Cさんの雇用「差別」では、資本主義の再編過程としての新自由主義イデオロギーがもつ統治技術、多様性を奨励しながら、実質的には「日の丸・君が代」に対する姿勢を問うことなどは踏み絵同様であり、教育の画一化を進め排外主義に与するものである。この間おこなわれている学校の統廃合や学校選択制なども「選択と集中」の効率性追求によって加速しつつある。その過程で排除される子どもたちと地域住民にとっては、これまで培われてきた地域の学校という民主主義の土台が形骸化されていくという問題でもある。<sup>20)</sup> 大阪維新の改革政策に見られるように組合の弱体化、公務員パッシング、メディアとの共存関係などによる政治的な覇権主義は、共同性の解体を通じて一人一人の個人を管理支配するという新自由主義的介入そのものである。今日の課題として、こういった大阪の教育の変容に対して、わたしたちにとって教育とは人間としての価値、「存在すること自体が価値を持つ」という多様な生き方が無理なくできる社会であるべきこと、そのために教育行政を自律化させ、短絡的な政治の圧力から解放し、教育諸条件の整備拡充に努めること、同時に教員の自律性を保障すること、生徒のテストづけ教育からの解放を主張して論をおきたい。

#### 注

- 1) 「新自由主義とは何よりも、強力な私的所有権、自由市場、自由貿易を特徴とする制度的枠組みの範囲内で個々人の企業活動の自由とその能力が無制約に発揮されることによって人類の富と福利が最も増大すると、と主張する政治経済的実践の理論である。」[Harvey, 2005 = 2007 : 10]

2) 大阪都構想の投票行動を分析した善教将大は、維新支持者も含め大阪市民の有権者を合理的な選択批判的志向性を持った人々ととらえていた。[善教, 2018 : 221-223] 「また告示日以降、賛否が決まらず判断に迷っていた大阪市民は多数いた。迷いを生じさせていた原因の一つはデメリットではなくメリットが見えなかったことだ。」[善教, 2021 : 147] として大阪都構想の否定を導き出している。

3) 複数の地方自治体を対象としたので、旧軍港都市転換法の時は関係自治体の各軍港都市横須賀、呉、佐世保、舞鶴で法律の制定をめぐって住民投票が行われた、いずれも賛成多数で可決された。成立の経緯について「大都市地域における特別区設置に関する法律」自体の論点は多いと考える。

4) 第30次地方制度調査会第20回専門小委員会での東京大学教授太田匡彦委員の発言  
「大阪市民があえて茨の道を行くというときに、いいと考えるのか、いやいや、あなたたちは一応、特別地方公共団体なのだから、要するに基礎的な地方公共団体というほうがこの場合は重要ですね。国としてそういう無茶はしなさんなというか、茨の道は行きなさんなと。大阪市全体になっていた方が基準財政需要額でもそこそこのレベルのものを保障してもらえるのだから、やめなさいというべきなのかというのは、私にはよくわからないところがあります。」[川嶋, 2020 : 22]

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000182685.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000182685.pdf) (2022.11.20 確認)

5) 川崎市議の発言から 法律的には市財産条例16条によって市議会の議決なしに『市長の裁量』で行う旨を担当部局から口頭で説明を受けたが、説明資料には明記されていない。しかし土地約225億円 建物約69億円 市公有財産台帳価格 (2012年4月1日時点)は譲渡されてしまった。留保事項として『10年間は支援学校としてつかわなければならない』という用途指定があったこともあって [幸田, 2022 : 132-135]

6) 大阪「新勤評反対」訴訟、「評価・育成システム」に対して、教員の教育の自由と子どもの教育をうける権利をめぐっておこなわれた2006年からの裁判、自己申告票の提出義務がないことの確認などをめぐっての裁判であった。「新勤評制度はいらない! 全国交流会」はその系譜を受け継いでいる。なお現在の「評価・育成システム=新勤評」制度をめぐっては、[高谷 哲也, 2008] は経営管理論的に教員の業務分析から、この目標管理による一元的なシステムでは教員労働の実態と不適合であり、弊害があると指摘している。また [大阪教育文化センター「学校づくりと教職員研究会」編、杉浦 健他, 2021] からは、給与反映をなくし教員を管理・評価する側からの、支援育成システムとしての改良が提起されている。[新勤評制度はいらない! 全国交流会編, 2022]

- 7) 学校選択制の導入は、解放・同和教育における「越境入学反対闘争」から見ると真逆の政策でありながら、2022年度には全区に広がった。学校を取り巻く地域住民の意識の変化が背景にある。荒れた学校を親が協力しながら地域が支えるということがなくなり、テスト成績のよい落ち着いた学校へいくことを選択する生徒、保護者が増えてきている。階層間の分断が進んだことがこの政策転換の背景にあると考えられる。
- 8) ジェントリフィケーション 低所得者の居住地域を再開発や新産業の誘致で、地域社会が高級化することをさす。大阪の場合、学校間の学力格差などによる地域の学校再配置問題はその具体的な事例である。同時に高級化した地域から排除される低所得者層の問題でもある。
- 9) 大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例 [https://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki\\_honbun/k201RG00001553.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00001553.html) (2022.11.20 確認)  
(国歌の斉唱) 第四条 府立学校及び府内の市町村立学校の行事において行われる国歌の斉唱にあつては、教職員は起立により斉唱を行うものとする。ただし、身体上の障がい、負傷又は疾病により起立、若しくは斉唱するのに支障があると校長が認める者については、この限りでない。
- 10) 大阪府においても、府立学校条例で同様に校長公募が制度化されている。(2022.8.21 確認)  
H24.3.28 制 定 [https://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki\\_honbun/k201RG00001588.html#e000000262](https://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00001588.html#e000000262)
- 11) 「大阪市職員基本条例」(2022.8.21 確認) H24.5.28 制定  
[https://www.mext.go.jp/content/20201222-mxt\\_syoto01-000011610\\_60.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20201222-mxt_syoto01-000011610_60.pdf)
- 12) 一方でこういったテスト中心の学校に対する保護者・生徒の不満を一定程度吸収している政策もあり、その一例が大阪市の場合「塾代助成制度」であった。各個人に対して1万円の給付が行われている。ただこれらの政策も貧困対策といいながら、塾代以外に諸経費がかかることから事実上、所得の上位、中間層への対策になっている。経済格差から塾などからも排除される層の教育を保障しきれていないのである。一方で塾などによって自己の能力を開発することのサポートが行われている以上、あとは貧困からぬけだすのは自己責任という側面も強調されている。
- 13) 就職差別につながると思われる14項目のうち、家族のことをきくことは、労働者は労働の対価として賃金を受けるものであって、労働力を提供しても決して人格（人権の主体）を売り渡すものではない。したがって応募者、受験者の職務能力それ自身が問題であつて、家庭

環境や家族の職業、財産の有無などは採用選考に際しては不要なものである。

- 14) 大阪の「日の丸・君が代」強制反対運動の市民団体「[日の丸・君が代] 強制反対大阪ネットワーク」の資料からは、2012年以降の「日の丸・君が代」問題で大阪府下での処分された被処分者は戒告64人、(うち2名は取り消し) 減給3人(訓告4人・嚴重注意1人) 2022年7月17日現在(累計) になっている
- 15) 大阪府における再任用率はCさんの裁判資料からは平成24年度99.69% 平成25年度99.61% 雇用と年金の接続をはかる国から地方公共団体への通知後の平成26年度99.45% 平成27年度99.83% 平成28年度99.92% 平成29年度99.81%であり、ほとんど例外的にしか不採用になっていない。
- 16) 同条例2条2号によれば
  - ア、 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の犯歴、犯罪により害を被った事実、その他本人に対する不当な差別、偏見その他不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関の規則で定める記述等が含まれるもの
  - イ、 アに掲げるもののほか、社会的差別の原因となるおそれのあるもの上記「ア」における「信条」とは、個人の基本的なものの見方、考え方を意味し、思想と信仰の双方を含むものである。
- 17) 前述の連合調査のように思想信条についても皆無にちかいが求めている企業がある。[連合, 2017:10] こういった調査からも浮かび上がってくるのは、民間企業だけではなく公務労働においても差別質問がなされる可能性があるということである。また実際にもおこなわれていた。そして裁判官の司法判断にこういった社会的事実が影響しているのではということである。
- 18) この意向確認書の文言は「日の丸君が代」強制反対の市民運動の活動によって現在では内容が変更されて「卒・入学式における国歌に対する起立斉唱を含む」の直接的な文言が削除されている。
- 19) 裁判所による恣意的な利益衡量を防止するため精神的自由を制限する場合 厳格な法令審査が必要であり経済的自由を制限する場合は緩やかな審査でよいという法令審査基準
- 20) 学校選択制について教職員や保護者の聞き取りなどからは、生徒が集中する学校とそこから外れる学校との違いとして、学力格差、学校の荒れ、小規模化忌避といった側面が

指摘される。その結果地理的条件や経済格差を考慮することなく学校再編につながるとされる。

### 参考文献

- Cさんを支援する会, 2020, 「温かきところに翼を 第32号」他、一連の裁判資料
- Foucault Michel, 1975, *Surveiller et punir : Naissance De La Prison*, Gallimard  
(= 2020, 田村俣, 『監獄の誕生 監視と処罰』新潮社)
- 府高同研 30 周年記念誌編集委員会 1997 『府高同研創立 30 周年記念誌 広まりと深まりを求めて—府高同研 30 年の歩みとこれから』府高同研 30 周年記念事業実行委員会
- Harvey David, 2005, *A Brief History of Neoliberalism*, Oxford University Press  
(= 渡辺治, 2007, 『新自由主義その歴史的展開と現在』, 作品社)
- 濱本伸彦, 原田琢也編著, 2018, 『新自由主義的な教育改革と学校文化—大阪の改革に対する批判的教育研究』, 明石書店
- 川嶋広稔, 2020, 『とことん真面目に大阪都構想の「真実」を語る』, 公人の友社
- 桐畑善次, 2018, 「高校生の進路保障の現状と課題」, 『部落解放』, 763号, 解放出版社  
pp.22-29
- 小早川明良 「部落差別と生産性言説批判」『部落解放研究 VOL28』広島部落解放研究所,  
pp.49-71
- 子どもに「教育への権利」を！大阪教育研究会編, 2022,  
『新自由主義教育の実験場と化した大阪市の義務教育』, 子どもに「教育への権利」を！大阪教育研究会
- 子どもに「教育への権利」を！大阪教育研究会編, 2020, 「新自由主義と公教育の破壊」, 子どもに「教育への権利」を！大阪教育研究会事務局
- 幸田泉, 2022, 『大阪市の教育と財産をまもれ』, アイエス・エヌ株式会社
- 森 均, 2015, 「近畿高等学校統一応募用紙の制定過程に関する実証的研究—大阪府高等学校進路指導研究会の立場から」, 『摂南大学教育学研究 第11号』摂南大学教職教室, pp. 57-79
- 永尾 俊彦, 2020, 『ルポ「日の丸君が代強制」』, 緑風出版
- 日本労働組合総連合会, 2017, 『連合政策資料 235』
- 奥田 均, 1995, 「職業選択の自由への前進」, 『就職差別 NO』, 部落解放研究所
- 大阪教育文化センター「学校づくりと教職員研究会」編, 2021, 『科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金) 報告書, これからの教員評価システムのあるべき姿をめざして—教員評価育成システムから教員支援育成システムへ—』, 大阪府教育会館(高津ガーデン) 706号室
- 大阪の自治を考える研究会, 2013, 『いま、なぜ大阪市の消滅なのか「大都市地域特別区域法」の成立と今後の課題』, 公人の友社
- 大阪の自治を考える研究会, 2014, 『大阪市廃止・特別区設置の制度設計案を批判する

- いまなぜ大阪市の消滅なのか PART2』, 公人の友社
- 新勤評制度はいらない! 全国交流会編, 2022, 『評価システムを考え直すー 4.23 学習・交流会から 4500 人教職員の声と府教委アンケート批判&杉浦健氏講演』, 新勤評制度はいらない! 全国交流会
- 高崎昇三, 2021, 『脱法的 (大阪都構想) と「大阪市」形骸化の危機 住民投票勝利の総括』, 公人の友社
- 高谷哲也, 2008, 「教員管理としての目標管理の特徴と機能に関する一考察」, 『教育学論集 第 34 号』, 大阪市立大学大学院文学研究科人間行動学専攻・教育学専修 pp1-10
- 上山和雄, 2017, 「大海軍の策源地から平和産業港湾都市へ」, 上山和雄編, 2017, 『軍港都市史研究IV横須賀編』, 清文堂, pp. 312-359
- 上山信一 紀田馨, 2015, 『検証 大阪維新改革』, 株式会社 ぎょうせい
- 浦野東洋一、佐藤広美、中嶋哲彦、中田康彦, 2007, 『改訂教育基本法どう読みどうむきあうか』, かもがわ出版
- 善教将大, 2021, 『大阪の選択 なぜ都構想は再び否決されたのか』, 有斐閣
- 善教将大, 2018, 『維新支持の分析 ポピュリズムか、有権者の合理性か』, 有斐閣

### Criticism of Neo-liberal Education Reform in Osaka

Yasuaki Asuke

Human rights education is said to characterize Osaka's public education. The belief is that children are treated equitably, in accordance with the reality of their living conditions. However, the Japan Innovation Party, with authoritarian policies, has transformed public education into one that endorses competition based on meritocracy, fostering "human resources." Using various measures, including ordinances, the JIP has oppressed opposing education commissions and teachers' unions. This paper describes this oppression, focusing on the court case for the reappointment of teachers over the "National Flag and National Anthem" ordinance.

Keywords :

Evaluation and training system Kinki unified application Interview guidance

(あすけ・やすあき 社会理論・動態研究所/部落問題研究室)